

# 令和7年度第4回

## 京都地方最低賃金審議会

令和7年9月12日（金）午前9時30分～正午（予定）  
京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都第5会議室

### 【議事次第】

- 1 京都府最低賃金の改正答申に対する異議の申出について

### 【提出資料】

- No.1 令和7年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金  
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写） p. 1



京劳発基 0912 第 1 号

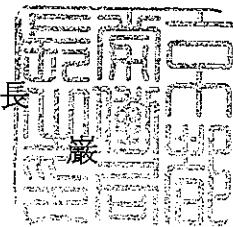
令和 7 年 9 月 12 日

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長

角 南



令和 7 年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金  
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

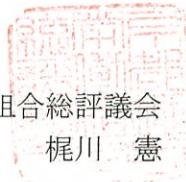
標記について、京都地方労働組合総評議会及びユニオンネットワーク・京都  
から、別添のとおり、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があった  
ので、貴会の意見を求める。

京都労働局  
局長 角南 嶽 様



2025年9月8日

京都地方労働組合総評議会  
議長 梶川 憲



## 異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2025年8月27日に京都地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正金額に関して、以下の通り異議申出を行う。

なお、中央最低賃金審議会（以下、中賃）の目安答申を上回ったことは評価する。しかし、労働者の生活改善には未だ不十分な額であり、更なる引き上げを求めるものである。

答申では、昨年に統いて「中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」としたことは、京都総評が求める賃上げに伴う中小企業支援策と通底するものである。また、「業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」とし、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等」を要望したこととも評価したい。

骨太方針における「中小企業・小規模事業への大胆な後押し」に対し、「最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する」ことについて、本会もその趣旨に強く共鳴し、その実現へ向けて貴審議会が積極的な役割を発揮いただくことを心より期待する。

### 【異議の内容】

- 一 現行1,058円を64円引き上げ1,122円とする金額について異議を申し出る。最低賃金について、京都総評の最低生計費試算調査から1,900円以上、少なくとも直ちに時間額1,500円以上へ到達することを求める。
- 一 11月21日発効について異議を申し出る。審議会にて再考し、地域別最低賃金決定後、直ちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施することを求める。

### 【異議の理由】

- (1) 時間額1,900円以上が必要との結果を示した京都総評の最低生計費試算調査（2025年4月）や、3年連続で1万筆を超えた京都総評「最低賃金1,700円への引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める」署名に寄せられた労働者の要求に基づき、抜本的な引き上げを求める。
- (2) とりわけ非正規労働者をはじめとする最低賃金近傍の労働者の生活困窮を救済する観点からも、政府目標である1,500円に直ちに到達すべきである。

- (3) 中小企業や京都経済の活性化にとっても最低賃金の果たす役割がいっそう求められており、その観点からも大幅な引き上げを求める。
- (4) 答申において「最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効すべき」と労働者代表委員が指摘したように、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、発効日について再考し、「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施すべきである。  
なお、「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において、「発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する」としたこと、全国で目安上乗せと発効日が取引材料とされていることも容認できない。
- (5) 専門部会が第1回以降非公開のため、審議過程に疑念を抱かざるを得ない。全面公開を求める。

以上



2025年9月11日

京都地方最低賃金審議会 御中

ユニオンネットワーク・京都  
事務局 服部 恭子  
連絡先 〒 601-8015  
京都府京都市南区東九条上御靈町64-1  
アンビシャス梅垣ビル1F  
TEL 075-691-6191  
FAX 075-691-6145

ユニオンネットワーク  
京都事務局

## 異議申出書

### 1 最低賃金の遅すぎる発効日に抗議し、再考を求めます。

8月27日、京都府最低賃金審議会は京都の最低賃金を64円引き上げて1122円に改定すると答申しました。しかし、その発効日を11月21日としています。10月から賃金が上がることを期待してきた最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は生活の目途を失います。物価高騰に苦しむ低賃金労働者にとって一日も早い最低賃金の引き上げが切望されている中、通常なら10月1日発効のところを52日間も遅らせることは、実質的に引き上げ額が14.2%減らされるということであり、「64円の引き上げ」は実際には55円の引上げにしか過ぎないという詐欺的な手法です。厳しく抗議し、再考を求めます。

### 2 最低賃金引き上げのための対策は政治の責任です。

今年は中央最低賃金審議会の審議が遅れ、地方審議会も影響を受けています。石破政権の「2020年代に1500円」という政策目標との関係でも、64円の引き上げは決して十分ではありませんが、大幅な引き上げが求められることは当然に予測されていたことです。にもかかわらず「短期間での改訂処理が企業に過大な負担」を理由に発効日を遅らせるることは、一方的に労働者に不利益を押し付けるものです。大幅な引き上げを実現するために必要な措置を行うことは、本来、政策目標を掲げた政府の責任ではないですか。労働者につけを回すのはとんでもない筋違いです。

### 3 そもそも最低賃金が低すぎます。

最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021年以来、物価は上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者はまさに生活を削り、食費を削り、かろうじて生存を維持する状況に陥っています。そもそも非正規雇用労働者を増やし続け、低賃金不安定雇用の労働者の存在に依存したビジネスモデルが大きな問題です。早期に最低賃金1,500円を実現すべきです。さらに、ILOが示すように「労働者とその家族の必要」を満たす水準へと引き上げを行わなければなりません。

以上の通り、異議を表明し再考を求めます。委員の皆様には真剣に現実に向き合っていただくよう熱望します。形式的に手続きをおさえるだけなら、16日間が無駄になります。

以上